

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

令和8年6月4日

支出負担行為担当官
室蘭開発建設部長 山田 拓也

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

洞爺湖周辺地域 道路空間利用に関する意見収集及び画像・動画撮影

(本役務は、国道37号、230号、276号、453号及び洞爺湖周辺地域(シーニックバイウェイ北海道 支笏洞爺ニセコルート 洞爺湖エリア及び「秀逸な道」認定区間)において、道路利用者(国内外ドライバー及びサイクリスト等)を対象として、シーニックバイウェイ北海道支笏洞爺ニセコルート(洞爺湖エリア)及び秀逸な道における「景観的な魅力・問題点、景観改善に向けた課題」及び「PR展開における認知度、課題」などについて、アンケート調査を実施するとともに、関係機関及び事業者等に対するヒアリング調査を行う。また、この地域における景観ポイントについて、定期的に画像・動画撮影・収集を行うものである。)

(2) 業務内容

- 1) 計画準備
- 2) 道路利用者に対するアンケート調査
- 3) 洞爺湖周辺地域の関係機関及び事業者等に対するヒアリング調査
- 4) 画像・動画撮影・収集
- 5) 報告書作成

(3) 履行期限 令和9年3月19日

(4) 電子調達システム(GEPS)の利用

本件は、企画提案書の提出、特定通知等の手続き等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難しい場合は、紙方式参加願(別記様式1)を提出するものとする。

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」においてC又はDの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

また、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされて

いる者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

また、更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者は、次に掲げる書類を提出していること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写し）

イ 決定等に伴い、定款、役員等に変更があった場合は、競争参加資格審査申請書変更届

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 電子調達システムから説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から説明書等の交付を受けた者であること。
- (7) 室蘭開発建設部管内に本店、支店又は営業所のいずれかを有すること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒051-8524 北海道室蘭市入江町1番地14

北海道開発局室蘭開発建設部契約課調達スタッフ

電話：0143-25-7024（ダイヤルイン）

電子メールアドレス hkd-mr-shiryo@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和8年6月4日から令和8年6月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。）

イ 交付方法

電子調達システムにより交付する。ダウンロード方法は、以下の北海道開発局ホームページを参照すること。

（説明書等に対する質問があった場合の回答についても同様にダウンロード機能により交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。）

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/kaikai/ud49g70000006ao7-att/slo5pa000000snxv.pdf>

また、電子調達システム未導入であっても、インターネット環境があれば交付を受けることが可能である。ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記(1)に問い合わせること。

(3) 電子調達システムのURL

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

※システムの都合上「企画競争」については、電子調達システムの「公募型プロポーザル機能」において掲載している。

(4) 企画提案書の提出期限、方法

ア 提出期限

令和8年6月22日12時00分

イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合及び紙方式参加願（別記様式1）を提出した場合には、原則として上記（1）に記載のアドレスあてに電子メールにより提出すること。

- （5）企画提案に関するヒアリングの有無
ヒアリングは実施しない。

4 その他

- （1）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）関連情報を入手するための照会窓口 3（1）に同じ。
- （3）企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- （4）提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- （5）企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- （6）特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- （7）企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- （8）その他の詳細は説明書による。